

別表1 施設園芸省エネ化緊急対策事業補助金の交付対象となる経費及び補助率等

事業名	事業実施主体	対 象 経 費	補助率 (補助上限額)	重要な変更	
				経費の配分の変更	事業の内容の変更
施設園芸省エネ化緊急対策事業補助金	令和4事業年度の施設園芸セーフティネット構築事業に申請している団体の構成員である農業者	<p>施設園芸セーフティネット構築事業における「省エネルギー等対策取組計画」の達成に必要な園芸施設における省エネ化を図る設備及び資材の購入に係る経費</p> <p>(1) 省エネ化を図る暖房機器の導入 (ア) ヒートポンプ (イ) 木質バイオマス利用加温設備</p> <p>(2) 園芸施設の保温性の向上を図る被覆資材の導入</p> <p>(3) 施設内温度の均一化を図る機器の導入</p> <p>(4) その他園芸施設の省エネ化に資する設備及び資材</p> <p>※事業費は、5万円以上(税抜)とする。 ※事業費の削減を図るため、見積り合わせを行うこと(該当する設備及び資材が1社しか扱っていない場合を除き、複数社から見積りを取得すること)。 ※施工費は補助対象外とする。また、添加剤等の消耗品は対象外とする。 ※事業の開始時期は、発注日以降とする。 ※新品であること。 ※既存設備の更新(機能向上が図られるものを除く。)は補助対象外とする。</p>	<p>1 / 2 以内 (事業実施主体当たり 300 万円以内)</p> <p>1 / 2 以内 (事業実施主体当たり 150 万円以内)</p> <p>〃</p> <p>〃</p>	<p>1 事業実施主体ごとに事業費の30%を超える減少</p> <p>2 事業費の増加</p>	<p>1 事業実施主体の変更</p> <p>2 事業の中止又は廃止</p>